

平成29年12月15日（金曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成29年第4回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1番	杉原 崇 君	2番	櫻井 靖 君
3番	緑山 市朗 君	4番	赤間 幸夫 君
5番	高橋 利典 君	6番	片山 正弘 君
7番	澁谷 秀夫 君	8番	今野 章 君
9番	太齋 雅一 君	10番	後藤 良郎 君
11番	菅野 良雄 君	12番	高橋 幸彦 君
13番	色川 晴夫 君	14番	阿部 幸夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	亀井 純 君
財務課 長	千葉 繁雄 君
企画調整課 長	小松 良一 君
町民福祉課 長	太田 雄 君
健康長寿課 長	児玉 藤子 君
産業観光課 長	安土 哲 君
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	鷹平 義弘 君
水道事業所 長	佐藤 進 君
水道事業所副所 長	岩渕 茂樹 君
危機管理監	赤間 隆之 君
企画調整課専門官	佐々木 敏正 君
総務課総務管理班 長	櫻井 和也 君
教 育 長	内海 俊行 君

教 育 次 長	本 間 澄 江 君
教 育 課 長	三 浦 敏 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開会

日程第 1 仮議席の指定

〃 第 2 議長の選挙

〃 第 3 副議長の選挙

〃 第 4 議席の指定

〃 第 5 会議録署名議員の指名

〃 第 6 会期の決定

1 2 月 1 5 日から 1 2 月 2 0 日まで 6 日間

〃 第 7 諸般の報告

〃 第 8 常任委員の専任

〃 第 9 議長の総務経済常任委員の辞任

〃 第 1 0 議会運営委員の選任

〃 第 1 1 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙

〃 第 1 2 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

〃 第 1 3 吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ヶ町村組合議会議員の選挙

〃 第 1 4 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

〃 第 1 5 議案第 9 7 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 9 年度松島町一
般会計補正予算 (第 4 号))

〃 第 1 6 議案第 9 8 号 松島町水産業共同利用施設設置条例の制定について (提案説
明)

〃 第 1 7 議案第 9 9 号 職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)

- 〃 第 1 8 議案第 1 0 0 号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）
- 〃 第 1 9 議案第 1 0 1 号 和解の申立てについて（提案説明）
- 〃 第 2 0 議案第 1 0 2 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【B & G 海洋センター及び町民グラウンド】
- 〃 第 2 1 議案第 1 0 3 号 工事委託に関する協定の締結について（提案説明）

【磯崎第二雨水ポンプ場・高城浜雨水ポンプ場】
- 〃 第 2 2 議案第 1 0 4 号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）

【浪打浜雨水ポンプ場】
- 〃 第 2 3 議案第 1 0 5 号 工事請負契約の締結について（提案説明）

【町道三浦線避難道路整備工事】
- 〃 第 2 4 議案第 1 0 6 号 工事請負契約の締結について（提案説明）

【長田排水区雨水管渠築造工事】
- 〃 第 2 5 議案第 1 0 7 号 工事請負契約の変更について（提案説明）

【松島町公共下水道幹線汚水管渠移設工事】
- 〃 第 2 6 議案第 1 0 8 号 平成 2 9 年度松島町一般会計補正予算（第 5 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 7 議案第 1 0 9 号 平成 2 9 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 8 議案第 1 1 0 号 平成 2 9 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 9 議案第 1 1 1 号 平成 2 9 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 0 議案第 1 1 2 号 平成 2 9 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 1 議案第 1 1 3 号 平成 2 9 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 2 議案第 1 1 4 号 平成 2 9 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〃 第 3 3 議案第 1 1 5 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議会事務局長（千葉義行君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本定例会は、一般選挙後初めての議会となります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の片山正弘議員をご紹介します。

片山議員、議長席のほうにご移動いただきます。

○臨時議長（片山正弘君） ただいま紹介されました片山正弘でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（片山正弘君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第4回松島町議会定例会を開会いたします。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。

松島町—————さんほか9名でございます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

お諮りします。次に議長の選挙を行います。前回の議長選挙にならい、休憩時に議場内で議長選挙の立候補者の決意表明並びに議長候補者の推挙を行いたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

暫時休憩に入ります。

午前10時02分 休 憩

午前10時10分 再 開

○臨時議長（片山正弘君） 会議を再開いたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（片山正弘君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。議長選挙は投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） なしの声があり、異議なしと認めます。

投票の準備をさせますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

○臨時議長（片山正弘君） 準備ができましたので、これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（片山正弘君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に仮議席1番今野 章議員、2番菅野良雄議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（片山正弘君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） なしの声があり、なしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（片山正弘君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で記入の上、投票願います。

〔点呼、投票〕

○臨時議長（片山正弘君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（片山正弘君） なしの声があり、投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

仮議席1番今野 章議員、2番菅野良雄議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔開 票〕

○臨時議長（片山正弘君） 開票が終わりました。

選挙結果を事務局長より報告いたします。

○議会事務局長（千葉義行君） 報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票中、

阿部幸夫議員 7票

片山正弘議員 6票

以上でございます。

○臨時議長（片山正弘君） 選挙の結果は、報告のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は4票です。

よって、議長に阿部幸夫議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（片山正弘君） ただいま議長に当選されました阿部幸夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知を行います。

議長に当選されました阿部幸夫議員より、議長当選の承諾のご挨拶を自席でお願いいたします。

○6番（阿部幸夫君） 皆様のご推挙によりまして、当選することができました。これから松島町議会を発展させるため、誠心誠意努力する所存でございます。何とぞ議員各位のご協力を賜ればと思っております。よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（片山正弘君） これで、臨時議長の職務を全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。議長と交代いたします。

○議長（阿部幸夫君） それでは、これからの議事を皆さんのお手元に配付しております議事日程によって進めますが、ここで議事運営上、暫時休憩としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） なしの声がありますので、それでは10時45分まで休憩いたします。休憩に入りたいと思います。

午前10時27分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

次に、副議長の選挙を行います。前回の副議長選挙並びに議長選挙にならい、休憩時に立候補者の意思表示並びに候補者の推挙を行いたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） なしの声があり、なしと認めます。

暫時休憩といたします。

午前10時46分 休 憩

午前10時51分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第3 副議長の選挙

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、副議長選挙を行います。

お諮りします。副議長の選挙は投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） なしと認めます。投票の準備をさせますので、しばらくお待ち願います。

〔投票準備〕

○議長（阿部幸夫君） 準備ができましたので、これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条の規定により、立会人に仮議席3番色川晴夫議員、4番緑山市朗議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 投票箱の異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台で記入の上、投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

仮議席3番色川晴夫議員、4番緑山市朗議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

選挙の結果を事務局長より報告させます。

○議会事務局長（千葉義行君） 報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票中、

色川晴夫議員 12票

高橋幸彦議員 1票

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 選挙の結果は報告のとおりでございます。

なお、この選挙の法定得票数は4票であります。よって、副議長に色川晴夫議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ただいま副議長に当選されました色川晴夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長に当選されました色川晴夫議員より、副議長当選承諾のご挨拶を自席でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○3番（色川晴夫君） このたび副議長に皆さんの推挙をいただきまして、副議長として今後とも円滑な議会運営、議長を中心として補佐し、そして町民の福祉向上に努力をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

日程第4 議席の指定

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議席の指定を行います。

お諮りします。議席は会議規則第3条の規定により、議長が定めることになっておりますが、先日の懇談会で、皆様のご希望等を踏まえながら調整という意見がありましたので、暫時休憩し、議員控室にて調整を行いたいと思っております。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

なお、13番と14番の議席につきましては、先例により13番副議長、14番議長としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） なしと認めます。

暫時休憩といたします。皆様、議員控室に移動をお願いします。

午前11時09分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

議席について、事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（千葉義行君） それでは報告いたします。

議席1番杉原 崇議員、2番櫻井 靖議員、3番緑山市朗議員、4番赤間幸夫議員、5番高橋利典議員、6番片山正弘議員、7番澁谷秀夫議員、8番今野 章議員、9番太齋雅一議員、10番後藤良郎議員、11番菅野良雄議員、12番高橋幸彦議員、13番色川晴夫副議長、14番阿部幸夫議長、以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議席は、ただいま事務局長の報告のとおり指定したいと思います。

ここで議席を移動したいと思いますので、暫時休憩としたいと思います。

休憩に入ります。

午前11時20分 休 憩

午前11時22分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

ただいまお座りの席が、向こう4年間の皆様の議席でございます。よろしく願いをいたします。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番杉原 崇議員、2番櫻井 靖議員を指名します。

日程第6 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの6日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月20日までの6日間に決定をいたしました。

日程第7 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、諸般の報告を行います。

町長より挨拶と行政報告をお願いいたします。町長。

○町長（櫻井公一君） 本日第4回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、12月3日に執行されました町議会議員の選挙に当たり、町民の期待を担ってめでたくご当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開会する運びになりましたことは、まことにご同慶にたえない次第であります。

私も、議員の皆様からご意見、ご指摘を拝聴しながら、なお一層の町政発展を目指して誠心誠意取り組みを進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、本日吉田川床上浸水対策特別緊急事業の資料をお配りさせていただきました。平成27年9月関東東北豪雨で多大な被害が発生した吉田川流域において、国・宮城県が主体となり、大和町、大衡村と連携して緊急的治水対策を実施するものでございますので、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

また、平成29年3月定例会において、松島海岸公園避難施設の設置及び管理に関する条例の議決をいただきました、いわゆる観瀾亭分室の愛称について、観瀾亭等が建つこの敷地一帯は古くから月見崎と呼ばれていた歴史を持つ場所であることから、松島の月をゆっくりと見上げながら過ごせる施設として「明月庵」と決めさせていただきましたので、ご報告いたします。

次に、去る10月3日に開催された宮城黒川地方町村会臨時会におきまして、宮城黒川地方町村会の会長に就任しましたことを、この場を借りてご報告させていただきます。なお、任期は平成31年5月25日までとなっております。

本日提案いたします議案は、専決処分の承認が1件、条例制定等が3件、その他の議案が7件、平成29年度補正予算が7件、人事案件1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成29年9月1日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月1日に第3回松島町議会定例会を招集し、15日までの会期において松島町個人情報保護条例の一部改正、補正予算及び各種会計決算認定等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

9月2日には福浦島を舞台とした松島ファンタスティック音楽祭及びReborn-Art Festival

が開催され、地元を代表して五大堂太鼓がオープニングを飾り、5組の豪華アーティストによる演奏が行われ、およそ500人の観客と一体となり盛り上がりました。

また9月6日には、パレス松島において満月の日にちなみ、満月Ristoranteと題して、日本を代表するシェフによるランチ、ディナーが提供されました。メニューには、松島の野菜や魚介類などをふんだんに使用した地元食材の豊富さをアピールしました。

9月7日には、全国和牛能力共進会宮城大会が開催され、会場である夢メッセみやぎにおいて、日本三景松島をPR活動をしてまいりました。

9月22日には、土井 亨復興副大臣が来町し、松島海岸駅を視察しました。観光復興拠点駅としてバリアフリー化構想についての必要性や計画案について説明をいたしました。

10月5日には、松島町の秋の風物詩となった月の松島in観瀾亭が開催され、2日間にわたり松島湾に浮かぶ美しい月明かりを眺め、来場者は秋の夜長を楽しんでいました。

10月15日には、海上自衛隊横須賀音楽隊による松島ふれあいコンサートが文化観光交流館において開催され、満員の観客はすばらしい演奏に魅了され、時間を忘れて聞き入っております。

10月24日には、第1回松島町バリアフリー基本構想策定協議会を開催し、策定協議会委員として12の方に委嘱いたしました。この策定協議会により、松島海岸地区における高齢者や障害者等を対象とした移動の円滑化を図るバリアフリー基本構想を策定してまいります。

10月29日には、石田沢防災センター駐車場において、まつしま産業まつりが開催されました。あいにくの雨ではありましたが、多くの地場産品が並び、また餅配りやチェーンソーアートなども行われ、来場者も楽しんでおりました。

11月5日には、松島町防災の日に合わせ、宮城県沖大規模地震と大津波警報を想定した避難所開設訓練や通信訓練などが実施されました。また、訓練に続いて石田沢防災センターでは防災講話が行われ、自然災害に備えるをテーマに大雨や地震、津波などから身を守るため防災気象情報の活用方法等の説明を、参加者は真剣に耳を傾け防災意識を深めることができました。

11月23日には、松島大漁かきまつりin磯島が開催され、時折小雨の降る天候でしたが、町内外の多くの方が松島のカキを堪能しようと磯島を訪れていました。

11月29日には、NHKホールにおいて全国町村長大会が開催され、その後、宮城県選出国会議員に対する要望活動等を行いました。

11月30日には、土井 亨復興副大臣及び藤井直樹国土交通省鉄道局長へ、松島海岸駅バリア

フリー化について平成30年度に国の補助事業として採択となるよう要望を行いました。

12月2日には、吉田川床上浸水対策事業着工式が大和町内において行われ、100人ほどが出席いたしました。国土交通省においては遊水池の整備等を平成34年まで、宮城県においては河道掘削等を平成33年度までに完了させる予定となっております。

12月4日には、環境省を含む4つの省庁が後援しております温泉総選挙2017において、太古天泉松島温泉が絶景部門で全国エントリー総数24温泉地中見事第3位に入賞し、松島温泉組合とともに表彰を受けました。

次に要望等でございますが、11月7日に宮城県知事及び宮城県議会議長並びに東北地方整備局に対し、江合・鳴瀬・吉田川水系改修促進に関する要望ほか7件につきまして要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしく願いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） これで、町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけを申し上げたいと思います。

1、出納検査・監査についてであります。9月22日、10月23日、11月21日に例月出納検査の報告をいただいております。また、11月6日には平成29年度定期監査の結果報告をいただいております。監査委員のお2人の方、大変ご苦労さまでございました。

2、請願・陳情・意見書等の受理は2件であります。内容は記載のとおりであります。

3、請願・陳情・意見書等の処理は2件であります。内容は記載のとおりであります。

4、行政視察であります。10月11日、北海道利尻町議会が防災の取り組みと震災からの復興について、11月2日、長野県議会自由民主党県議団が震災復興の状況並びにインバウンドなどの取り組みについて、11月17日、福島県鏡石町議会総務文教常任委員会が、防災センター設置及び管理運営について調査のため来町しております。

会議等であります。9月1日の平成29年第3回松島町議会定例会を含め総件数57件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

6、議会だよりの発行です。11月1日にまつしま議会だより第132号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。また、同日に平成29年度議会報告会まとめが発行されております。各班の班長さん初め議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

委員会調査についてであります。この期間における委員会活動は特にございませんでした。

8番、議員・委員派遣についてであります。10月17日から18日の日程で、平成29年度宮城黒川地方町村議会委員長研修へ、議員4名を派遣しております。研修会では、分科会に分かれた事案の検討、全体会での取りまとめ、講演などをいただきました。

11月10日には、自治振興セミナーがホテルメトロポリタン仙台で開催され、議員1人を派遣しております。

また、11月15日には、宮城黒川地方町村議会議長会議員研修会が宮城県自治会館で開催され、議員7名を派遣しております。内容は記載のとおりであります。

以上で、議長の諸報告を終わります。

日程第 8 常任委員会の選任

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、常任委員の選任から日程第14、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙までは、常任委員会などの議会構成と一部事務組合などの議員選挙に関する日程であります。この間、執行部につきましては自席にて待機願います。

ここで執行部退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名することとなっておりますが、慣例にならい、皆様の希望する委員会を希望調べに記入していただき、希望調べをもとに調整を行い指名させていただきたいと思っております。このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。それでは、事務局より希望調べを配付させます。

記入が終わりましたら回収させていただきます。

〔配付、記入〕

○議長（阿部幸夫君） 記入終わりましたか。（「はい」の声あり）それでは、回収させていただきます。

〔回収〕

○議長（阿部幸夫君） ここで、議事運営上、暫時休憩といたします。このことにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 再開を13時としたいと思います。

皆様、一度議員控室のほうにお集まり願いたいと思います。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 再開いたします。

常任委員の選任ですが、今任期より広報広聴常任委員会を設置することになっております。議員全員での構成となりますが、広報分科会、広聴分科会に分かれることとなりますので、あらかじめ希望調べを提出していただきたいと思います。

ただいまより希望調べを配付いたします。

〔配付、記入〕

記入は終わったでしょうか。よろしいですね。

それでは回収させていただきます。事務局、よろしくお願いします。

〔回収〕

○議長（阿部幸夫君） 調整のため、若干、暫時休憩といたします。

午後1時03分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

皆様にご記入いただきました委員会の希望調べにより調整した結果について、事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（千葉義行君） それでは報告をいたします。

最初に総務経済常任委員会から報告させていただきます。

議席番号とお名前を読み上げます。

総務経済常任委員会、3番緑山市朗議員、4番赤間幸夫議員、5番高橋利典議員、9番太齋雅一議員、11番菅野良雄議員、12番高橋幸彦議員、14番阿部幸夫議員、以上7名でございます。

続きまして教育民生常任委員会でございます。1番杉原 崇議員、2番櫻井 靖議員、6番

片山正弘議員、7番澁谷秀夫議員、8番今野 章議員、10番後藤良郎議員、13番色川晴夫議員、以上で7名でございます。

続きまして広報広聴常任委員会でございますが、こちらは委員会条例どおり全議員が常任委員になります。14名全員が常任委員会に所属することになりますが、ただいま分科会に分かれるということで調整をさせていただいた結果をご報告申し上げます。

最初に広報分科会をご報告申し上げます。1番杉原 崇議員、2番櫻井 靖議員、3番緑山市朗議員、7番澁谷秀夫議員、9番太齋雅一議員、10番後藤良郎議員、13番色川晴夫議員、以上が広報分科会になります。

続いて広聴分科会です。4番赤間幸夫議員、5番高橋利典議員、6番片山正弘議員、8番今野 章議員、11番菅野良雄議員、12番高橋幸彦議員、14番阿部幸夫議員、以上7名となります。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部幸夫君） ただいま事務局長が報告したとおり選任したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、常任委員は事務局長報告のとおり選任することに決定しました。

それでは、暫時休憩に入りまして各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。なお、議長のほうから使用する部屋を指定させていただきます。

総務経済常任委員会、302号室、教育民生常任委員会は303、その後、広報広聴常任委員会を議員控室で行います。

ただいまより休憩に入ります。

午後1時30分 休 憩

午後2時09分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

各常任委員会の正副委員長について、事務局長から報告をさせます。局長。

○議会事務局長（千葉義行君） それでは報告をさせていただきます。

最初に、総務経済常任委員会の委員長並びに副委員長を報告させていただきます。

委員長が高橋幸彦議員でございます。副委員長、緑山市朗議員でございます。

以上が総務経済常任委員会の正副委員長でございます。

続きまして、教育民生常任委員会の委員長並びに副委員長の互選の結果でございます。

委員長に澁谷秀夫議員、副委員長に櫻井 靖議員、以上が教育民生常任委員会の正副委員長となります。

続きまして広報広聴常任委員会でございます。

委員長に櫻井 靖議員、副委員長に菅野良雄議員、以上が広報広聴常任委員会の正副委員長でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部幸夫君） ただいま報告のとおり、各常任委員会の正副委員長がそれぞれ選任されました。

日程第 9 議長の総務経済常任委員の辞任

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議長の総務経済常任委員の辞任について議題といたします。

本件については、議長の一身上に関することであり、除斥に該当するので副議長と交代させていただきます。

○副議長（色川晴夫君） それでは、議長にかわりまして議事を進行させていただきます。

お諮りいたします。議長は公平無私の立場にあり、議会運営上中立性を保つという理由において、総務経済常任委員を辞職したいとの申し出がありました。本件につきましては、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（色川晴夫君） 異議なしの声があります。異議なしと認めます。

よって、議長の総務経済常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の除斥を解きます。

議長と交代いたします。

日程第 10 議会運営委員の選任

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名するとなっておりますが、慣例にならい委員6名のうち総務経済常任委員並びに教育民生常任委員から各3名ずつを選出し、3名のうち1名は常任委員長、他の2名は政

党などを加味して議長より指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名させていただきます。

総務経済常任委員会から高橋幸彦委員長、菅野良雄議員、太齋雅一議員。教育民生常任委員会から澁谷秀夫委員長、後藤良郎議員、今野 章議員。

以上6名を議会運営委員に指名します。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩に入りまして、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

それでは休憩に入ります。

午後2時16分 休 憩

午後2時22分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

議会運営委員会の正副委員長が選任されましたので、事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（千葉義行君） それでは報告をいたします。

議会運営委員会委員長に菅野良雄議員、副委員長に後藤良郎議員。以上であります。

○議長（阿部幸夫君） ただいま報告のとおり、議会運営委員会の正副委員長がそれぞれ選任されました。

ここで休憩をいたしまして、一部事務組合の人選等の協議のため休憩といたします。

お諮りします。議事運営上、暫時休憩といたしたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

休憩に入ります。議員控室へお集まり願いたいと思います。

午後2時24分 休 憩

午後2時35分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

日程第11 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

宮城東部衛生処理組合議会議員に今野 章議員、櫻井 靖議員を指名します。

以上のお2人をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました今野 章議員、櫻井 靖議員が宮城東部衛生処理組合議会議員に当選なされました。

ただいま宮城東部衛生処理組合議会議員に当選されました今野 章議員、櫻井 靖議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

日程第12 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

塩釜地区消防事務組合議会議員に片山正弘議員、後藤良郎議員を指名します。

以上のお2人をもって当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました片山正弘議員、後藤良郎議員が塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました片山正弘議員、後藤良郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

日程第13 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員の選挙

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員に太齋雅一議員を指名します。

太齋雅一議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました太齋雅一議員が吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員に当選されました。

ただいま吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員に当選されました太齋雅一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

日程第14 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することと決定いたしました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に緑山市朗議員を指名します。

緑山市朗議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました緑山市朗議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました緑山市朗議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、議事運営上、暫時休憩といたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 再開を15時といたします。

午後2時44分 休 憩

午後3時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 本会議を再開いたします。

日程第15 議案第97号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度松島町一般会計補正予算（第4号））

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第97号専決処分の承認を求めることについてを議題とい

たします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第97号平成29年度松島町一般会計補正予算（第4号）につきましては、平成29年9月28日付で専決処分させていただきましたので、ご報告申し上げます。

今回の専決処分につきましては、平成29年9月28日の衆議院解散により、緊急を余儀なくされたことに伴う選挙投開票経費及び投票所入場券等の準備諸経費について専決したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

歳出4ページで、報償費ポスター掲示板設置委託謝礼3万3,000円ほど計上されているわけですが、これはどういうケースで幾らの金額を支出しているのか、内容についてお知らせをください。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤選挙管理事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） ポスター掲示板の設置場所の謝礼ということで、1カ所当たり1,200円で27カ所でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ポスターの設置箇所については、50カ所くらいはあったかと思うんですが、これは27カ所以外については公共用地の設置ということになるのか、その辺について教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） それ以外の箇所につきましては、公共施設あるいは県道沿いとか、県の道路占用許可をいただいて設置をしたり、個人以外のところが27カ所以外ということになります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 次の18節備品購入なんですが、主にどういったものを購入されたのか、その内容について教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 今回、衆議院の突然の解散によりまして、知事選と

あわせて投票箱が4つ必要となりました。それで、松島町の投票箱については、サイズが大きいものが足りなかったわけでございまして、投票箱が12個、それから投票箱を置く台、これを5台購入するというので補正予算を上げたものでございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりましたけれども、投票所、大分高齢化も進んでいるということで、バリアフリーにする、以前は簡易的に段差を解消するような、スロープになるようなものを購入したこともあったと思うんですが、今回の衆議院選挙、それから引き続いて町議選もあったわけなんです、その辺のスロープなど、投票所のそういう高齢者あるいは障害者等が歩きやすい状況にするということについては、今回の衆議院選挙あるいは町議選の中で工夫されたのかどうか、その辺はいかがだったんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 今まで投票所の中で、唯一段差がありましてスロープ等が設置されていなかったところが、桜渡戸分館でございました。それ以外に白萩避難所とかは、スロープはついてないんですが段差はないということで、桜渡戸投票所を今回、初原投票所と統合しまして、現段階では段差のある投票所というのは、桜渡戸を除きましたので、ほとんど段差はないのかなと、このように思っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それは確かなんですか。「思っております」ではなくて、ないんだということ確定形なのかどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 私が調べたところでは、桜渡戸だけが段差があったということで、それがなくなって、現在ではないということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私も、投票所どここと言われると、今すぐ思い浮かばないんですが、例えば第四小学校はコミュニティーですかね、あそこ投票所になるかと思うんですが、あの辺はどうなんでしょうね。（「第二」の声あり）第四。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 第5投票所ですか。

○8番（今野 章君） 間違った。もう一回、質問し直します。

いわゆる北小泉下竹谷の第四小学校だとか、それから上竹谷は生活センターあたりが投票所

になるんですかね、もしかすると。そういったところはどうだったのかということがあると思うので、お聞きをしているわけです。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 上竹谷生活センターについては、スロープ、何年か前に設置しております。手すりもついているはずですが。それから北小泉コミュニティセンターについても、スロープ等を設置したというふうに認識しておりましたけれども、その辺はちょっと後確認させていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私らも議会報告会をやっていて、上竹谷なんかも中に入るまでにはスロープ以外に段差があったような気もするんです。ですから、非常に高齢化もそういった地域というのは進んでいるわけなので、投票しやすい環境といいますか、そういうものも整えていくということが大事なのではないかなと思いますので、今後とも、その辺については留意をしていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、関連して、町議選の話になるんですが、選挙公報で原稿が見当たらなくなったということで問い合わせがあったというふうに聞いているんですが、原稿がなかった場合には、選挙公報はどういうふうに取り扱われることになるのか。その辺についてお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 選挙公報の今野議員さんの原稿につきましては、私どものほうで整理をしたつもりでございましたが、書類等々まざってしまって大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

萩原さんのほうから再度原稿をいただきまして、原稿で選挙公報を印刷できたということでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それを聞いたのではなくて……。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員、ちょっと予算と離れているので、手短にその辺はお願いいたしたいと思います。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、お聞きしたのは、選挙公報がどういうふうな取り扱いになるのか。その原稿が選挙管理委員会に渡っていて、それがなくてですよ、改めて2つつくってあったからそちらに渡ったという経緯はあるんだけど、つくってなければ、それはどうなった

んだらうかと。その選挙公報はどういうふうに取り扱われることになったのか、そこをお聞きしたわけです。申しわけないとか何とかというのはその後の話で、まず、原稿がそうやって選挙管理委員会に渡って、それが処理上の事務的な中身として遺失したというか、そういう状況になってしまっていると。それが見つからなかった場合、選挙公報というのはどういうふうに取り扱われることになるのか、その辺についてお聞きしたわけなのね。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 原稿のほうで、どうしても探してもない場合につきましては、私のほうで原本をコピーをさせていただいておりますので、それに対応するしかないのかなと、このように思っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それはだから、原稿が、だったらあったのと同じなわけでしょう。なかったからこそ、問い合わせがあったわけで、だからなかったときは、公報は発行するんですか、しないんですか。そういうときは。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） コピーはとらせていただいておりますが、やはりコピーはコピーでございますので、なるべく鮮明な選挙公報を作成したいということもありましたので、その辺について原稿がもう一部あるかということで問い合わせをさせていただいたと、こういうことでございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員に申し上げます。

この件については……（「明快な答えがないじゃない。だから原稿がなかったときは選挙公報というのはどういうふうになるんですかと聞いているんですよ。例えばなかった分は真っ白にして発行するのか、全体を発行しなくするのか、その辺についてお聞きしているんです」の声あり）伊藤局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 選挙公報につきましては、選挙執行規定の中で必ず1回発行しなければならないと、このようになっておりますので、コピーでも何でも、必ず選挙公報の発行ということで対応するしかないのかなと、このように考えております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それはそうすると、選挙管理委員会でコピーをとったやつで発行すれば済むということなんですか。選挙管理委員会としては、そういう考え方なんですか。その後の処理ね、さっきここで謝罪のようなことがあったけれども、何にもないんですよ、それ以

降。こちら側で一応2枚つくっていたから行ったと、発行もできたと、こういうことだったようなんですけれども、もうぎりぎりの時間まで印刷屋さんを待たせながら行われたというふうにも聞いているので、その後、我々には何の話もないんです。だから選挙公報、私はそうなっていった場合に発行できなかったのではないかと、こういうふうに思うのでお聞きをしたわけです。コピーでいいかどうかということ、そういう場合は、そうするとまたこちらにお聞きをするということになったのかどうか、こっちで断ったらどうだったのかということにもなるのではないかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） お断りされれば、コピーで選挙公報を印刷するしかないのかなと、そのときは考えておりました。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんね。

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） なしの声でありますので、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第97号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第97号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第16 議案第98号 松島町水産業共同利用施設設置条例の制定について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第98号松島町水産業共同利用施設設置条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第98号松島町水産業共同利用施設設置条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、活力ある水産業の振興を図るため、東日本大震災復興交付金事業により整備しました松島町水産業共同利用施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土課長。

○産業観光課長（安土 哲君） それでは、議案書一番後ろに添付させていただいております資料平面図にて説明させていただきます。

水産業共同利用施設磯崎漁業倉庫でございますが、以前、カキ処理場であった施設を解体し、同規模の施設を東日本大震災復興交付金事業により整備したものでございます。

なお、本施設は平成28年7月25日に完成しておりますが、県事業の磯崎漁港かさ上げ工事と周辺整備工事の完成見込みに伴い今回設置条例を提案するものであります。

施設の概要につきましては、図面にありますとおり延べ床面積670平米、施設の中には漁具を収納できる棚が14カ所設置してあります。ただし、棚の大きさは2種類ございます。使用料は議案の条例中第6条に示しておりますが、1平米当たり月額43円としており、1平米の大きさは資料平面図中に例で薄い青色で示しております。なお、図面中薄い赤色で2種類のサイズの異なる棚等を示しておりますが、小さい棚及び棚の前の床を貸し出した場合、記載のとおり24.5平米で月額1,053円、大きい棚及び棚の前の床を貸し出した場合、31.5平米で月額1,354円となります。漁具倉庫につきましては、主にカキ等養殖用資材及び漁船、船舶用資材等の収納に使用していくものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

日程第17 議案第99号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第99号職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第99号職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成29年8月8日に出された人事院の勧告に鑑み、一般職の職

員等に支給する給料及び勤勉手当の引き上げ等に係る措置について、国の一般職員と同様の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） それでは説明をさせていただきます。

平成29年人事院勧告を受けまして、職員の給与に関する条例の一部を改正し、人事院勧告に係る内容を実施していくものでございます。

今回の給与勧告は、民間企業の給与との格差を埋めるため、29年4月分の月例給において民間給与が国家公務員給与を平均631円、0.15%上回る結果となったため、前回と同様に月例給を引き上げる内容となり、特別給についても民間事業所の好調な支給状況に対応し0.1カ月分の引き上げが勧告されたものでございます。

なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律は12月8日に成立いたしました。

勧告の概要を申し上げます。

まず月例給でございます。議案書を1ページめくっていただきます。

1ページが出てくるわけでございますが、条例第4条の別表第1になります。

ただいま申し上げましたように、民間給与との0.15%の格差を埋めるため、俸給表の水準を引き上げます。初任給については民間との格差に差があることを踏まえ、初任給を1,000円引き上げします。若年層についても同程度の改定になっております。その他は高齢層における民間の給与差が縮小することを踏まえ、それぞれ400円の引き上げを基本に29年4月に遡及して改正をいたします。今回の月例給改正による影響額でございますが、年間で137万4,000円となります。

次に、期末勤勉手当でございます。

本条例では、第18条になります。後ろから2枚目の条例に関する説明資料をお開きください。

年間4.3月分を0.1月分引き上げし、年間4.4月となります。平成29年度は12月ボーナスで0.1月引き上げし、30年度は6月及び12月に0.05月分ずつ引き上げとなります。また、再任用につきましても0.05月分引き上げになります。今回の改正による影響額でございますが、年間で531万9,077円となります。

なお、月例給と勤勉手当改正による影響額でございますが、総計いたしますと669万3,077円

でございます。全会計でこの影響額ということになります。

次に、55歳を超える職員に支給する給料等の特例措置でございます。

本条例の附則第28項から第31項になります。

こちらにつきましては、平成22年人事院勧告におきまして、55歳を超える6級職員の給料等の減額支給措置を当面の間実施されることになっておりましたが、平成26年人事院勧告時に、当該減額支給措置を平成30年3月31日までの時限措置としたものでございます。この時限措置期間の満了に合わせ、当該減額支給措置の規定されている附則を削除し、また当該附則を削除する当たり本則の第17条及び18条における字句の整理を行うものでございます。なお、本町における55歳を超える6級職員は1人でございます。

改正条例第1条は交付の日から施行いたしまして、改正条例第2条は平成30年4月1日から適用となります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第100号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(提案説明)

日程第18、議案第100号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第100号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、支給認定証の提示義務について見直されたことから改正を行うものであります。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、関係規定に対応するため改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 初めに、条例第8条の改正です。

3枚目の資料新旧対照表をごらんください。

これまで保育所等は、市町村が交付する支給認定証を保護者から提示を求め確認することとされておりました。また、この内容については市町村から保育所等へ通知しており、実態は支給認定証の提示を求めなくても把握できることから、今回、国が定める基準にならない、必要に応じて支給認定証の提示を求めるものとしたものでございます。

なお参考までに、一番後ろに国が作成しております支給認定証の任意交付化と町が交付する子どものための教育、保育給付に関する支給認定証のひな形を添付しております。

支給認定証の内容欄の説明でございます。

これにつきましては、児童の年齢区分と保育時間の記載をすることとしております。また、支給認定期間につきましては、支給開始日から終了日が記載されます。最後に保育必要理由には、保護者の就労などが記載されることになっております。

次に、第15条第1項第2号の改正でございます。

5枚目、条例に関する説明資料をごらんください。

今回の改正は、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、以下認定こども園法と申し上げます、が一部改正され、認定こども園法第3条中に項が新設されたことにより項ずれが生じたことから、引用している箇所を変更するものでございます。

なお、今回の認定こども園法の主な改正点は、指定都市の区域内に所在する幼稚園型、保育所型の認定こども園等の認定等の事務権限が、指定都市の長に移譲されるものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を第8条は交付の日に、第15条の改正規定は平成30年4月1日から施行するものであります。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第101号 和解の申立てについて（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第101号和解の申立てについて（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第101号和解の申立てについて提案理由を申し上げます。

今回の和解を申し立てることにつきましては、社会資本整備総合交付金の復興枠で予算の配分を受けた町道根廻磯崎線道路築造事業に必要な土地を取得するものであり、保存登記されていない土地について所有権移転登記をするため、町が所有権を有することを確認する旨の

和解を申し立てることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは説明をさせていただきます。

今回の和解の申し立てにつきましては、社会資本整備総合交付金復興枠での事業実施箇所であります町道根廻磯崎線道路築造事業根廻側の事業に必要な土地の取得に当たり、土地所有者が所在不明であり、なおかつ保存登記のされていない土地について所有権移転登記の申請に町が所有権を有する内容の和解調書を添付するため、和解を申し立てるものであります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

位置図であります。今回議案の用地買収対象箇所につきましては、運動公園野球場裏側付近になります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

用地概要説明図になりますが、赤丸の中の赤着色部が対象地となります。買収内訳を図面左上に記載しておりますが、所在地番松島町根廻字人笥50番。地目、畑。買収面積63.10平米。単価2,300円。取得金額14万5,130円であります。

説明資料の1ページ、恐れ入りますがお開きください。

用地買収の流れになります。まず通常であれば、登記簿記載の土地所有者と土地売買契約を締結することになりますが、本件では土地所有者が所在不明であるため、民法第25条の規定により不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申請し、選任された財産管理人と土地売買契約を締結いたしました。

次に、通常であれば売買契約締結後は緑色の線で示しております所有権移転登記となるわけですが、本件では、所有権保存登記がされておきませんので、青色の流れで所有権移転登記を行うものであります。

保存登記がされていなければ移転登記ができないわけですが、保存登記の申請ができる者は、不動産登記法第74条に列挙されている者に限定されます。本件におきましては、同条第1項第2号の所有権を有することが確定判決によって確認されたものが適切であると判断しました。確定判決を得る方法としては、所有権確認訴訟がありますが、本件は不在者財産管理人と適正に土地売買契約を締結しており、所有権を争っているわけではございません

ので、確定判決と同一の効力を有し、なおかつ訴訟ではない手続である訴え提起前の和解を利用することが妥当と言えます。和解が成立し、和解調書が得られれば、その和解調書を添付して所有権移転を行うこととなります。

和解に関することにつきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決事項となりますので、議会の議決を求めるものであります。

議案書に戻っていただきまして、相手方につきましては、仙台市青葉区二日町12番21、アーケオフィスビル4階桔梗法律事務所鈴木慶治不在者財産管理人、弁護士安本裕典氏であります。

和解の概要につきましては、宮城郡松島町根廻字人笈50番の土地について保存登記を行うため、町が所有権を有することを確認する旨の和解を申し立てるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第102号 指定管理者の指定について（提案説明）【B&G海洋センター及び町民グラウンド】

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第102号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第102号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

海洋センターの設置及び管理に関する条例及び松島町運動広場設置条例に基づき指定管理者を募集したところ、1団体からの申し込みがあり、町の選定委員会において当該団体から提出された事業計画書等のヒアリングを行い、審議した結果、町内の類似施設での安定した業務運用及び多くの自主事業を実施している実績が高く評価でき、指定管理者として効果的かつ効率的な施設の管理運営と、スポーツを通じた健康増進事業の展開が可能であると判断し、特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

なお、詳細につきましては、教育次長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） それでは、教育委員会より説明させていただきます。

募集要項の配布を平成29年10月2日から10月31日までとし、応募説明会を10月17日に行ったところ、町内外より3団体の参加がございましたが、申し込みは1団体からでありました。

それでは、資料に基づきご説明いたします。1ページをごらんください。

B & G海洋センター及び松島町民グラウンドの両施設に係る指定管理者募集要項の抜粋でございます。

ここでは、指定期間、管理運営経費、応募資格など募集に当たっての条件を示しております。指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としており、年間指定管理料の予定限度額を1,063万円以内としております。応募資格等に関しましては、記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

ここから4ページまでは、業務仕様書の抜粋でございます。

ここでは、施設の管理運営における活動目標や、方向づけといった基本方針、業務の詳細のほかB & G財団とのかかわりについて示しております。

5ページをお開きください。

ここから11ページまでは、申請団体から提出のあった書類から、両施設における事業計画、団体の沿革や概要、団体の業務内容、財務状況が記載されたものの抜粋でございます。

事業計画には、町民の健康の増進とスポーツの振興を図るとともに、利用者のサービスの向上、さらには施設の適切な維持管理を図るため、記載の10項目について取り組むとされております。

12ページをお開きください。

ここから14ページまでは、11月9日に開催いたしました指定管理者選定委員会における選定結果でございます。

14ページの選定理由にもありますとおり、管理運営の基本方針を理解しており、また円滑な施設の管理運営と各種事業の展開により、利用者の拡大と町民の健康増進に向けた運営方針が適切と認められるとともに、町内の類似施設での実績からも高く評価できるものでございます。

これらの理由から、特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブを指定管理者に指定したい旨提案するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第103号 工事委託に関する協定の締結について（提案説明）

【磯崎第二雨水ポンプ場・高城浜雨水ポンプ場】

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第103号工事委託に関する協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第103号工事委託に関する協定の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、復興交付金事業の磯崎第二雨水ポンプ場及び災害復旧事業の高城浜雨水ポンプ場の建設工事を日本下水道事業団と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

工事の内容につきましては、磯崎第二雨水ポンプ場及び高城浜雨水ポンプ場の建設を行うものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、議案第103号工事委託に関する協定の締結についてご説明させていただきます。

まず現在、水道事業所では災害復旧・復興事業を進めておりますが、技術者不足のため他の自治体から職員の派遣をお願いしている状況にあり、今回の磯崎第二雨水ポンプ場及び高城浜雨水ポンプ場の建設工事は、多種の専門的かつ複雑な技術を要するものでございます。

そのため、発注者においても工事を適正に施工していただくためには、土木・建築・機械・電気など、各分野にわたる専門知識や工事等の経験が必要であるため、下水道施設の建設に多くの実績を持つ日本下水道事業団に工事発注関係事務から監督管理、完了検査など、本来町が行うべき業務を委託するものでございます。

日本下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき下水道に関する業務について地方公共団体を支援代行する機関として唯一設立された地方共同法人であり、通常の請負契約とは違い

事業団と業務代行を含め建設工事の協定を結ぶものでございます。

資料の1ページから6ページにつきましては、日本下水道事業団との協定内容であり、今回の協定につきましては、工期的にも約2年を予定し、建設工事費の変更増減、年度割額などの変更もあり得ることから、予定概算事業費として14億6,300万円とし、完成予定を平成31年度までとしております。

次に、資料の7ページをお開き願いたいと思います。

復興事業で実施する磯崎第二雨水ポンプ場の配置図であります。磯崎第二雨水ポンプ場につきましては、現在の磯崎雨水ポンプ場の排水能力不足を解消するために、現在の磯崎雨水ポンプ場の近隣に磯崎第二雨水ポンプ場として建設、増設するものであり、事業概要といたしましては、磯崎字長田地内に鉄筋コンクリートづくり、RCづくりで地上2階建て、延べ床面積241.95平米で、ポンプ施設等といたしまして雨水排水ポンプ500ミリ2台、池排水ポンプ100ミリ1台、流入、放流渠施設等であり、排水能力毎秒0.990立方メートル、毎分ですと59.4立方メートルの雨水ポンプ場の建設、増設を行うものでございます。

8ページをお開き願いたいと思います。

8ページは、ポンプ場の立面図でございまして、左上の西側立面図が海側、いわゆるホテル壮観側から見たものになります。その下の東側立面図が山側、磯島へ渡る臨港道路、そちらから見た立面図になるところでございます。

9ページをお開き願いたいと思います。

9ページにつきましては、ポンプ場の平面図でございます。

図面の左上が1階の平面図でございまして、1階はポンプ室等になります。また、図面の右側が2階の平面図であり、2階は電気室、自家発電機室等になるところでございます。

なお、10ページはポンプ場の断面図になるところでございます。

次に11ページをお開き願いたいと思います。

こちらにつきましては、災害復旧事業で実施する高城浜雨水ポンプ場の配置図でございまして、事業概要といたしまして高城字浜地内にポンプ施設等といたしまして、雨水排水ポンプ300ミリ2台、池排水ポンプ100ミリ1台、流入、放流渠施設等といたしまして、排水能力毎秒0.542立方メートル、毎分でいたしますと32.52立方メートルの雨水ポンプ場の建設を行うものでございます。

なお、12ページはポンプ場の平面図であり、13ページはポンプ場の断面図になるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第104号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）【浪打浜雨水ポンプ場】

○議長（阿部幸夫君） 日程第22、議案第104号工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第104号工事委託に関する変更協定の締結について提案理由を申し上げます。

今回の変更協定につきましては、平成28年6月13日の議会で工事委託に関する協定の締結の議決をいただきました。浪打浜排水区雨水ポンプ場の災害復旧事業に係る工事委託に関するものであります。工事が平成30年3月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い変更協定するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、議案第104号工事委託に関する変更協定の締結についてご説明させていただきます。

今回の変更協定につきましては、平成27年7月13日に協定締結の議決、また平成28年6月13日に工事費の増に伴う変更協定の締結について議決をいただいた浪打浜排水区雨水ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託でございまして、工事が平成30年3月末に完了見込みであることから、事業費の精算を行い、現協定金額の14億7,700万円から14億120万円に7,580万円を減額するものでございます。

変更の内訳につきましては資料として添付しておりますので、資料をお開き願いたいと思います。

まず土木工事費になりますが、当初計画では3カ所のボーリングデータいわゆる地質調査結果をもとに調整槽の基礎工を砕石置換工、また仮設土どめ工をソイルセメント連続壁工法ということで、ソイルセメント連続壁工法とは、掘削のときに、一般的には鋼矢板等打ち込みなどで山どめして掘削いたしますが、そういう工法ではなくてセメント系の柱の中に芯材と

してH綱を入れた壁を連続してつくることにより、その壁となることで山どめ壁として掘削する工法と、そちらがソイルセメント連続壁工法というんですが、そちらの工法で設計・発注いたしました。が、請負業者が追加で3カ所のボーリング、地質調査を行った結果、支持層がより深くなっており、基礎の厚さが不足することが判明し、基礎工、仮設工について改めて検討したところでございます。

その結果といたしまして、経済性で有利であり、また支持層となることでより強固な躯体支持力が図ることから、基礎工を砕石置換工工から高圧噴射攪拌工法ということで、こちらの高圧噴射攪拌工法というのは、地中にセメント系の材料で高圧でセメント系の柱をつくる工法なんです。が、そういう工法に変更ということにしたところでございます。

その基礎工の変更に伴いまして、基礎工で7,752万4,000円の増額となったところでございます。が、仮設工においては、基礎工の変更に伴って掘削底盤部の安定により、鋼矢板による土どめ工への変更及び長さの減長、また支保工の減で6,568万1,000円の減額と。また、土工につきましても、基礎工の変更に伴って掘削残土処分量も減となり、1,450万円の減額となっているところでございます。また、躯体工につきましても、現場精査等により1,827万3,000円の減額となっているところでございます。

次に、放流渠工の減額でございますが、こちらにつきましては港湾管理者である宮城県仙台塩釜港湾事務所と協議した結果、現在、宮城県で港湾護岸の工事を施工しているため、港湾護岸の復旧については宮城県で施工することになったことに伴い、1,027万1,000円の減額となっているところでございます。

また、附帯工の増額につきましては、公園管理者である宮城県公園管理事務所との協議により、工事期間中の園路内の養生及び公園内の縁石等の支障物等の撤去、復旧等の増により656万8,000円の増額となっているところであり、工事費合計で3,726万8,000円の減額となっているところでございます。

機械・電気設備工事につきましては、入札差金及び現場精査等に伴い、機械・電気設備工事費計で2,674万円の減額となり、工事価格にて現協定より6,400万8,000円の減となり、合わせて消費税等も精算し、合計で現協定より7,580万円の減となるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

線避難道路整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第23、議案第105号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第105号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道三浦線避難道路整備工事に関するものであり、去る11月24日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工、施工延長460メートルを行うものであります。工期は平成30年3月30日ではありますが、平成30年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道三浦線避難道路整備工事につきまして説明させていただきます。

工事につきましては、東日本大震災復興交付金事業により避難道路整備をするものであります。

手樽地区の避難道路整備につきましては5路線、延長で6,000メートルの整備を行いますが、町道三浦線の計画延長は460メートルであります。

説明資料の1ページ目をお開きください。

位置図であります。

施工箇所につきましては、県道奥松島松島公園線早川交差点から仙石線陸前富山駅までとなっております。

説明資料の2ページ目をお開きください。

図面下の平面図であります、赤着色箇所が工事箇所でありまして、町道三浦線の計画区間全線、延長L=460メートルの整備を行います。

図面左が県道の早川交差点、図面右が陸前富山駅になりますが、既に仙台側に移設拡幅が完了しております富山踏切への取り付け部も今回の工事で行うものであります。

道路整備は、歩道がある2車線道路を計画しており、歩道は図面下側、手樽防災センター側

に設置をしております。歩道線形につきましては既設道路と変わりありませんが、道路幅が広がりますので水田に盛土を行い拡幅整備を行うものでありまして、今回の工事では地盤改良工、盛土工、排水工、舗装工及び路面表示を行うものであります。

図面右上の標準横断図になりますが、道路幅員につきましては車道部が2.75メートルの2車線と路肩部で、合わせまして7メートル、歩道部が2.5メートル、全体で9.5メートルの道路であります。

車道部の舗装構成につきましては、表層がアスファルト舗装5センチメートル、上層路盤工が礫青安定処理、これもアスファルト舗装になりますが6センチメートル、下層路盤工が再生碎石37センチメートルであります。

図面左上の工事概要になりますが、工事延長460メートル、土工・盛土工1,460立米、のり面工、こちらは盛土のり面になりますけれども490平米、排水工・側溝工1,042メートル、舗装工、車道部舗装工が3,760平米、歩道部舗装工が1,160平米、附属施設工が区画線1,385メートル、撤去工、舗装板撤去2,510平米、地盤改良工、中層混合処理4,960立米であります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

入札結果であります。

入札方法は条件付き一般競争入札を行ったものであります。

公募したところ、3社から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、株式会社阿部土木を請負契約予定者としたものであります。

契約金額は1億2,150万円であります。また、仮契約につきましては平成29年11月28日に締結しております。なお、工期につきましては平成30年3月30日とありますが、繰り越しを行う予定でありまして、平成31年3月31日となる予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第106号 工事請負契約の締結について（提案説明）【長田排水
区雨水管渠築造工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第24、議案第106号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第106号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する長田排水区雨水管渠築造工事に関するものであり、去る10月12日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、施工延長51メートルの雨水管渠築造工を行うものであります。工期は平成30年10月30日であります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、議案第106号長田排水区雨水管渠築造工事の工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

右上に位置図、中ほどに平面図がございますが、赤着色している部分が今回の施工箇所であり、現在、東日本復興交付金事業にて磯崎字長田地内で整備を進めている長田排水区雨水ポンプ場への流入管渠の整備工事でございます。

工事概要といたしましては、左上に記載しておりますが、雨水管渠築造工事、延長51メートル、うちヒューム管ファイ1,360ミリが40.4メートル、ボックスカルバート1,100掛ける1,100が10,6メートル、特殊人孔2カ所、附帯工、既設ヒューム管等撤去工でございます。

図面の右側、位置図の下になりますが、今回の工事の標準横断図であり、上側が既設排水路と接続するボックスカルバート部の横断図であり、土被りが0.6から1.1メートル、下側のヒューム管部につきましては、土被りが1.3から1.5メートルで町道長田臨港線へ敷設するものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

入札結果でありまして、入札方法は条件付き一般競争入札を行ったものであります。公募したところ、2社から申し込みがありましたが、1社が辞退し、2回目の入札においても予定価格に達せず落札に至りませんでしたので、株式会社佐々勝工務店と随意契約の折衝を行い、見積書を提出していただいた結果、見積り額が予定価格に達しましたので請負契約予定者としたものでございます。

また、仮契約につきましては平成29年10月16日に締結しております。なお、工期につきましては平成30年10月31日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第107号 工事請負契約の変更について（提案説明）【松島町公共下水道幹線污水管渠移設工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第25、議案第107号工事請負契約の変更について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第107号工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成29年6月12日定例会で工事請負契約の議決をいただきました松島町公共下水道幹線污水管渠移設工事に係る工事請負契約の変更であり、国道地下埋設物の試掘調査の結果、施工延長を292.6メートルから274メートルに減長し、その他現場精査により変更するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、議案第107号工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

資料の図面をお開き願いたいと思います。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成29年6月議会定例会でご承認いただきました松島町公共下水道幹線污水管渠移設工事について変更するものでございます。

工事施工箇所につきましては、左側中ほどに位置図、また下側に全体平面図がございしますが、赤着色している部分が今回の施工箇所であり、宮城県の松島橋橋梁災害復旧事業による国道45号の改良工事に伴い、現在、国道45号下り線側ののり面を占有している役場付近からサックス付近までの下水道幹線污水管渠、圧送管でございしますが、そちらを移設する工事であり、平成30年3月30日までの工期となっております。

左上の工事概要に、当初を黒字の括弧書き、変更後を赤字で記載しておりますが、下水道管本管敷設工ダクタイロ鉄管の350ミリにおいて、切り回し位置の起点側、役場側ですが、そちらの試掘調査の結果、図面右上に起点側位置Aの横断図がございしますが、既設下水道本管の右側、国道石巻方面に向かって高城側ですが、そちら側に離隔約50センチで電力ケーブル

が埋設されておりました。

下水道管の分岐工を施工する際、既設下水道本管を中心に上下左右に約1メートルの作業スペースが必要ですが、電力ケーブルとの離隔がなく作業できないことから、宮城県と協議し、国道45号の仮設切り回し道路に支障とならない位置、石巻方面側へ18.6メートルずらしたことに伴いまして、施工延長を292.6メートルから274メートルへ18.6メートル減長するものでございます。

また、附帯工の既設管路閉塞工でございますが、下側の平面図に記載しております宮城県との協議により、既設管の一部を宮城県の発注の工事で撤去することに伴い、既設管の閉塞工の延長を287.5メートルから17メートルに270.5メートルの減工するものであり、その他現場精査等により現請負契約金額の5,398万9,200円を5,147万1,720円へ251万7,480円減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

議事進行のため、ここで休憩にしたいと思います。

再開を16時15分といたします。

午後4時05分 休 憩

午後4時15分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 再開をいたします。

日程第26 議案第108号 平成29年度松島町一般会計補正予算（第5号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第26、議案第108号平成29年度松島町一般会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第108号平成29年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費並びに平成29年12月1日付で第19回配分交付可能額通知のありました東日本大震災復興交付金事業等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項11目電子計算費につきましては、社会保障税番号制度のシステム整備に伴う総合運用テスト等の実施に要する経費を補正するものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成29年12月1日付で第19回配分交付可能額通知のありました1事業に係る東日本大震災復興交付金について積み立てするものであります。

9ページをお開き願います。

5項2目指定統計費につきましては、平成29年10月20日付で住宅土地統計調査準備経費に係る統計調査費県委託金が確定したことに伴い、事業費を精査し減額するものであります。

10ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険特別会計の人件費について精査し、国民健康保険特別会計繰出金を増額するものであります。

3目老人福祉費につきましては、老人福祉施設、養護老人ホームへの新規入所1名及び継続入所者の老人福祉施設入所者措置費を補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、介護保険特別会計の人件費及び地域支援事業について精査し、介護保険特別会計繰出金を減額するものであります。

11ページをお開き願います。

2項1目児童福祉総務費につきましては、特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付決定に伴い財源構成するものであります。

4目母子福祉費につきましては、母子父子家庭医療費の当初の実績見込みより助成の利用が伸びていることから補正するものであります。

5目子ども医療対策費につきましては、当初の実績見込みより助成の利用が伸びていることから補正するものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、私立保育所利用保育児童の増に伴う施設型給付費の補正及び宮城県発達障害児者地域生活支援モデル事業に係る委託契約の締結に伴い、財源構成するものであります。

8目児童館費につきましては、宮城県発達障害児者地域生活支援モデル事業に係る委託契約の締結に伴い財源構成するものであります。

12ページをお開き願います。

5 款労働費 1 項 1 目勤労青少年ホーム費につきましては、業務員賃金及び図書司書賃金について補正するものであります。

15 ページをお開き願います。

8 款土木費 5 項 2 目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の人件費及び污水管取りつけ事業について精査し補正するものであり、下水道事業特別会計繰出金を増額するものであります。

16 ページをお開き願います。

10 款教育費 2 項 2 目小学校費教育振興費及び 3 項 2 目中学校費教育振興費につきましては、東京都の株式会社コヤマドライビングスクールよりいただいた寄附金を財源とし、児童生徒の学習環境の充実のため小中学校の I C T 環境整備に係る備品購入費について補正するものであります。

17 ページにわたります。

4 項 2 目公民館費につきましては、退職等による人件費及び事務補助員の賃金を補正するものであります。

5 項 1 目保健体育総務費につきましては、全国高等学校総合体育大会事務補助員の経費について、任用期間短縮に伴い減額するものであります。

10 ページをお開き願います。

6 項 1 目幼稚園費につきましては、私立幼稚園利用者の世帯所得に応じた補助率の確定に伴い、幼稚園就園奨励費を補正するものであります。

歳入につきましては 3 ページをお開き願います。

9 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、今年度の交付額の確定に伴い補正するものであります。

13 款分担金及び負担金 1 項 1 目民生費負担金につきましては、歳出でご説明しました老人福祉施設入所者措置費に対する入所者負担金であります。

15 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました施設型給付費に対するものであります。

2 項 1 目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました社会保障税番号制度のシステム整備費に対するものであります。

4 ページをお開き願います。

7 目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました幼稚園就園奨励費に対するも

のであります。

8目東日本大震災復興交付金につきましては、平成29年12月1日付第19回配分交付可能額通知により補正するものであります。

3項2目民生費委託金につきましては、特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付決定通知により補正するものであります。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました施設型給付費に対するものであります。

2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました母子父子家庭医療費助成に対するものであります。

5ページをお開き願います。

3項1目総務費委託金につきましては、統計調査費委託金の額の確定により減額するものであります。

4目民生費委託金につきましては、平成29年10月3日付で宮城県発達障害児者地域生活支援モデル事業に係る委託契約を締結したことにより補正するものであります。

18款寄附金1項2目教育費寄附金につきましては、昨年度に引き続き東京都の株式会社コマドライビングスクールより児童生徒の学習環境充実のために活用してほしいとのご意向で寄附をいただいたものであります。

19款繰入金1項3目介護保険特別会計繰入金につきましては、平成28年度塩釜地区介護認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰り入れするものであります。

6ページをお開き願います。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、平成28年度児童手当交付金の精算に伴う国庫負担金追加交付決定通知により補正するものであります。

また、19ページに記載しております災害援護資金貸付管理システム保守業務、宅配夕食サービス事業、B&G海洋センター及び町民グラウンド指定管理業務、ひとり暮らし老人等緊急通報システム管理業務、松島地区等復興まちづくり推進業務、地域生活支援拠点等事業業務、地域活動支援センター基礎的事業業務、地域活動支援センター日中一時支援業務について、平成30年4月1日からの業務実施が必要なため、債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 小松企画課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、歳入15款2項8目東日本大震災復興交付金に関連して、復興交付金事業の第19回配分の内容について説明をさせていただきます。

まず資料の1枚目です。第19回申請において採択となり事業費の配分を受けた事業の一覧でございます。そして次の2枚目が位置図となっております。

平成29年10月11日に事業計画を申請し、29年12月1日付で交付可能額の通知を受けております。

申請事業につきましては松島地区ほか下水道事業で、事業費として12億2,688万6,000円、交付金額でございますが9億2,016万4,000円を申請し、申請どおり配分を受けております。

事業箇所については、図面の3カ所となります。

まず①町排水区管渠工及びポンプ場工、②普賢堂排水区管渠工、③磯崎長田排水区管渠工及びポンプ場工となっております。

説明は以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） 事業名小学校学習用ディスプレイほか購入事業及び中学校学習用ディスプレイほか購入事業について、主要事業説明資料に基づいて説明をさせていただきます。

補正予算事項別明細書は、5ページ及び16ページとなります。

当補正につきましては、東京都株式会社コヤマドライビングスクール様より情報教育機器であるICT機器等、児童生徒の学習環境充実のためにと150万円をご寄附いただいたことに伴う備品購入のためのものでございます。

資料、事業の目的をごらんください。

ことし8月に国として学校におけるICT環境の整備の考え方を明示する教育ICT教材整備指針を策定するための学校におけるICT環境整備のあり方に関する有識者会議最終まとめが報告されました。この最終まとめでは、大型ディスプレイや実物投影機、教育用コンピューターネットワークなどについて設置の考え方が示されております。

今回の大型ディスプレイについては、普通教室や特別教室へはその教室の数分常設することが必要とされておりますが、本町では不足しております。また、事業における教員による教材の提示などを行うための学習用コンピューターも、授業者数分必要としておりますが、これも不足している状況でございます。

小中学校の教員が授業をする際に、大型ディスプレイにコンピューターをつなぎ、教師が教材を大きく提示したり、児童生徒が発表や話し合いで活用したりする場面がふえれば、指導

力向上、わかりやすい授業につながると考えております。

資料、事業概要をごらんください。

小学校では、液晶ディスプレイとその専用台を第一小学校と第五小学校に整備いたします。また、各小学校に液晶ディスプレイに接続するための学習用コンピューターを整備します。第二小学校につきましては、既に各学級に液晶ディスプレイが整備済みのため、学習用コンピューターを3台整備します。資料にLTE機能つきとありますのは、インターネットに単独で接続するための機能を有したコンピューターであります。

資料、予算額及び財源内訳をごらんください。

事業費の総額は127万1,000円計上しております。財源につきましては、その他学校教育費寄附金110万円、一般財源17万1,000円でございます。

2枚目の資料にあります中学校につきましても、同じ事業目的で液晶ディスプレイと専用台、学習用コンピューターを1台ずつ整備するものでございます。

事業費の総額は46万2,000円計上しております。財源につきましては、その他学校教育費寄附金40万円、一般財源6万2,000円です。

説明について、以上のとおりとなります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第27 議案第109号 平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号) について (提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第27、議案第109号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について (提案説明) を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第109号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費を補正するもののほか、介護納付金の納付額が確定したことに伴い補正するものであります。

歳入につきましては、介護納付金に対する財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第28 議案第110号 平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第28、議案第110号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第110号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費を補正するもののほか、総合事業に係るケアマネジメント費及び審査支払い手数料を増額するものであります。また、平成28年度塩釜地区介護認定審査事業負担金の確定による精算金を補正し、一般会計へ繰り出しするものであります。

歳入につきましては、社会保障税番号制度システム整備費補助金の交付決定に伴い増額し、財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第29 議案第111号 平成29年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第29、議案第111号平成29年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第111号平成29年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業利用者の増加に伴い要支援認定者に係るサービス計画及び総合事業対象者に係るケアマネジメント等の経費として、介護予防支援事業業務委託料を増額するものであります。

歳入につきましては、サービス計画費収入を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第30 議案第112号 平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第30、議案第112号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第112号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第31 議案第113号 平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第31、議案第113号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第113号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費の補正及び松島町公共下水道幹線汚水管渠移設工事の確定に伴い補正するものであります。

歳入につきましては、汚水管渠移設工事に伴う宮城県からの補償金見込み額について増額し、財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

また、平成30年4月1日から実施する自家用電気工作物保守点検業務について、債務負担行為を設定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第32 議案第114号 平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）
について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第32、議案第114号平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第114号平成29年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定に伴う人件費を補正し、水道事業費用の総額を5億8,318万2,000円とするものであります。また、平成30年4月1日から施行する自家用電気工作物保守点検業務について、債務負担行為を追加するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第33 議案第115号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第33、議案第115号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第115号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、松島町教育委員会教育長職務代理者である教育委員会委員の瀬野尾千恵氏について、平成30年2月24日をもって任期満了となることから、引き続き瀬野尾千恵氏を教育委員会委員として任命することについてご同意を賜りたく、提案を申し上げます。

瀬野尾千恵氏は、昭和22年8月6日生まれで、昭和45年3月、岩手大学教育学部を卒業され、昭和47年4月に横浜市立小学校教諭として勤務されました。平成8年4月に横浜市教育委員会の指導主事を初めとして、平成10年4月に横浜市立いちょう小学校校長、平成14年4月に文部科学省派遣としてドイツ連邦デュッセルドルフ日本人学校校長、平成17年4月に横浜市立二俣川小学校校長を歴任され、平成20年4月に横浜市教育委員会で校長職の再任用となり、

平成22年3月に退職、平成23年4月には藤沢市地域経営会議委員、平成24年4月には横浜市教育委員会非常勤講師、初任者教員指導講師を歴任されております。

平成24年11月に本町に転入され、平成26年2月から松島町教育委員会委員、平成28年9月から宮城県教育振興審議会委員、平成29年4月から松島町教育委員会教育長職務代理者を務められております。

人格高潔で教育に関する識見を有し、本町の教育行政を推進するに当たり適任者と考えております。何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第115号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。

なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

投票の準備をさせます。

〔投票準備〕

○議長（阿部幸夫君） 準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名いたします。

会議規則の規定により、1番杉原 崇議員、2番櫻井 靖議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。投票に入ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

1 番杉原 崇議員、2 番櫻井 靖議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○議会事務局長（千葉義行君） それでは、報告いたします。

投票総数 13 票

有効投票 13 票

無効投票 ゼロ票

有効投票中、

可とする者 13 票

否とする者 ゼロ票

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり、賛成全員であります。よって、議案第115号松島町教育委員会委員の任命につき求めることについては同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） 本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は18日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時50分 散 会